

○主な協定項目の取扱いについて

項 目	事務事業等の有無		調整（案）の内容
	堺 市	美 原 町	
高齢者福祉関係			
福祉電話機器助成事業、車いすバンク事業等	○		新市で継続して実施する。
老人集会室整備・運営補助、敬老祝金支給、シルバー地域活動リーダー育成等	○		
給食サービス、移送サービス等		○	当面は美原町制度を存続する。
障害者（児）福祉関係			
在宅重度障害者健康管理、知的障害者通所授産施設相互利用、福祉電話機器助成等	○		新市で継続して実施する。
手話通訳者養成・設置、要約筆記者養成・派遣、障害者作品展、点字図書館・障害者福祉センター運営等	○		
身体障害者地域生活援助事業、重度身体障害者生活ホーム運営事業等	○		
保健・衛生事業			
各種健診事業	○	○	当面はそれぞれの制度を存続する。
生活習慣改善指導、失語症リハビリテーション、痴呆性高齢者等支援、健康づくりリーダー育成等	○		新市で継続して実施する。
難病対策			
難病患者支援事業、日常生活用具支援事業等	○		新市で継続して実施する。
母子保健			
乳幼児アレルギー・喘息予防事業、未熟児養育医療給付、妊産婦訪問指導、パパの育児教室等	○		新市で継続して実施する。
親子相談、乳児子育て支援訪問		○	当面は美原町制度を存続する。
児童福祉関係（保育所関係）			
保育料	○	○	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。
緊急一時保育、育児相談	○		新市で継続して実施する。
健康・福祉関係（その他）			
介護保険料	○	○	当面はそれぞれの制度を存続する。次期事業運営期間に入る平成18年度から統一する。
国民健康保険料	○	○	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。
乳幼児医療費助成	○	○	
地方税関係	○	○	堺市制度に統一する。税率の異なるものについては、5年以内に調整するが、当分の間、それぞれの制度を適用する。
上下水道関係			
水道料金、下水道使用料	○	○	堺市制度に統一する当面はそれぞれの制度を適用し、5年以内を目途に調整する。
みはら大地幼稚園		○	みはら大地幼稚園については存続する。

項 目	事務事業等の有無		調整（案）の内容
	堺 市	美 原 町	
女性相談	支所に女性相談員を配置してサポート。弁護士によるドメスティック・バイオレンス専門法律相談を実施。	府子ども家庭センターと連携してサポート。	堺市制度で実施する。
心身障害児通園施設	市内施設に通園、通園施設は地域生活拠点として療育相談、地域生活支援を実施。	南河内三市三町一村心身障害児通園施設運営協議会を設置。	美原町の通園希望児は堺市内の通園施設で受け入れていく。
在宅障害児療育支援	心理相談員や療育支援ケースワーカーによる相談等。		新市で継続して実施する。
身体障害者手帳交付	堺市で申請受理、手帳交付。	申請窓口業務を行い大阪府に進達。	堺市制度で実施する。